

魚津市告示第32号

建設工事に係る地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領の一部改正について

建設工事に係る地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領（令和3年魚津市告示第121号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1 - 第10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>( 施行期日 )</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>様式第1号 - 様式第3号 (略)</p>	<p>第1 - 第10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>( <u>施工</u>期日 )</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>様式第1号 - 様式第3号 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。